

ご意見をおよせください

「会津清酒の普及の促進に関する条例（素案）」

本市において、酒造業は観光資源としての側面を持つ重要な産業であり、また、伝統産品である会津清酒の普及・促進は、会津の文化継承のためにも大変重要であります。

本条例の制定により会津清酒の普及促進に対する本市の姿勢を明確化し、それを根拠として、今後、市・事業者・市民が一体となって会津の文化である会津清酒の継承とそれを通じた地域経済の振興を図っていかうとするものです。

今回、本条例の素案がまとまりましたので、その内容に対するご意見（パブリック・コメント）を募集いたします。

■ 公表・意見募集期間

平成26年10月9日（木）～ 平成26年11月7日（金）

■ 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ③ 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④ 市の区域内にある学校に在学する方

様式は裏面にあります

■ 意見の提出方法

- ・ 様式は自由ですが、意見書には氏名、住所、年齢、性別、電話番号（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記してください。（別紙様式を使用して記入していただいても結構です。）
- ・ 住所又は所在地が会津若松市以外の方は、上記の②から③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など、所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 提出していただいた書面はお返しできません。

※ 個々のご意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

■ 意見の提出先

〒965-8601 ※住所不要 会津若松市観光商工部 商工課 宛

Fax 0242-39-1433

電子メール shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

お問い合わせ先

会津若松市観光商工部 商工課 （電話 0242-39-1252）